

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七ヶ宿町長 小 関 幸 一

市町村名 (市町村コード)	宮城県七ヶ宿町 (043028)
地域名 (地域内農業集落名)	七ヶ宿町地域 ○東部地域(長老、横川、関、滑津) ○西部地域(峠田、湯原、干蒲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 3月12日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の耕地面積643haに対し地区内における70才以上の面積が284haあり、面積の4割以上を占めている状況である。 ・70才以上の面積の261haが後継者が未定か不明であり、農地の有効活用のため中心経営体へ集約が必要になってくる。 ・今後集約になる見込みの農地は大部分がほ場整備未整備地であり、水稻での利用が難しい状況であることから、転作作物での有効利用を考慮に入れながら集積する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用米を主要作物としつつ、じゃがいもやたまねぎなど雪室によって付加価値を得られる高収益作物等の生産の推進を図る。また、山菜等その他の高収益作物等の合理的な生産方法の確立を目指す。 東部地区は畜産農家を中心とした組織的な飼料作物等の生産に取り組み、西部地区はそばの生産も推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	643 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	621 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農業者の減少が続くと予想されることから、耕作者が不在となる農地については、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積を推進する。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 担い手へ農地を集積・集約する際には、原則として農地中間管理機構を活用するものとし、目的地図を基に農業委員会や農地利用最適化推進委員が調整役を担う。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理事業の活用には、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握したうえで、生産性の向上や営農意欲の増進に繋がるよう配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針 3期までの整備地において補完工事が必要な部分は農業者と十分な協議を図り、生産性の向上や営農意欲の増進に繋がるよう配慮する。

<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内外から、多様な経営体を募り、本人の意向を踏まえながら担い手として育成していく。なお、育成にあたっては県やJA等と連携を図るものとする。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>計画なし。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
 ③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の活用を推進する。